

社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱（令和4年3月17日健康福祉局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的に、予算の範囲内において、社会福祉施設等災害復旧費補助金（以下「災害復旧費補助金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 社会福祉施設等 別表第1の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設
- 二 補助事業者 別表第2の②欄の設置根拠等に基づく①欄に定める施設を設置する③欄に定める設置者
- 三 補助事業 別表第2の②欄の設置根拠等に基づく①欄に定める施設に係る施設整備事業

（補助金の交付対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 補助事業を行う民間法人であること
 - 二 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - 三 暴力団等と関係を有していないこと
- 2 前項第2号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。
- 3 第1項第2号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（補助対象外経費）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- 一 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）

- 二 既存建物の買収（既存建物を買収することが、建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- 三 職員の宿舎に要する費用
- 四 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- 五 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係る費用
- 六 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係る費用
- 七 その他災害復旧費として適当と認められない費用

（補助金の額）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出する。なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 一 別表第3の③欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 二 別表第2の①欄に定める施設の種類ごとに、別表第3の②欄により算出した基準額の合計額を算出する。
- 三 第1号により選定された額と、第2号により算出した額とを比較して少ない方の額に、別表第2の④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、社会福祉施設等災害復旧費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出して行うものとする。

- 一 申請額算出内訳書（別記様式第1号 別紙1）
- 二 事業計画書（別記様式第1号 別紙2）
- 三 建物の配置図、平面図及び立面図
- 四 事業実施に当たって締結する契約に係る契約書（工事内訳書等を含む。）の写し（交付申請時において未契約である場合には、設計書（設計内訳書等を含む。）又は見積書の写し）
- 五 収支予算書
- 六 その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助の可否及び補助額について決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、社会福祉施設等災害復旧費補助金交付決定書（別記様式第2号）により行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、社会福祉施設等災害復旧費補助金事業変更等承認申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、社会福祉施設等災害復旧費補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第4号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

一 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物の設置場所の変更

ウ 入所定員又は利用定員

二 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

四 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

五 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

六 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、社会福祉施設等災害復旧費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）で

あって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- 七 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- 八 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わすことを承認してはならない。
- 九 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- 十 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- 十一 第一号から第十号までに掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに社会福祉施設等災害復旧費補助金交付申請取下書（別記様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した社会福祉施設等災害復旧費補助金事業実績報告書（別記様式第7号）に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- 一 実績額算出内訳書（別記様式第7号 別紙1）
- 二 事業実績報告書（別記様式第7号 別紙2）
- 三 関係書類
 - ア しゅん工した建物の配置図、平面図及び立面図
 - イ しゅん工を確認するための建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7項による検査済証の写し又は完成検査復命書の写し
 - ウ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
- 四 収支決算書
- 五 その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、社会福祉施設等災害復旧費補助金確定通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、第11条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めたときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、第11条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、社会福祉施設等災害復旧費補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、規則第20条ただし書きに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 前項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。
 - 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
 - 4 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

- 第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

- 第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から実施し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表第1

社会福祉施設等及び補助事業者

区 分	大分類	中分類	小分類
生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設	
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設		
平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター	地域福祉センター	地域福祉センター(A型) 地域福祉センター(B型)	
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び第40条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設	介護福祉士等養成施設	社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	
障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護, 同条第7項に規定する生活介護, 同条第12項に規定する自立訓練, 同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所(療養介護事業, 生活介護事業, 自立訓練事業, 就労移行支援事業, 及び就労継続支援事業を行うものに限る。) 障害者支援施設		

一			
障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム		
児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス）を行う事業者、第7条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」に基づく心身障害児総合通園センター	児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム(A型) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

<p>老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点，老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち，夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション，平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点，介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>訪問看護ステーション</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>夜間対応型訪問介護ステーション</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>老人福祉センター</p>	<p>老人福祉センター（A型）</p>
<p>上記以外の施設であって，当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており，かつ，厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</p>	<p>その他施設</p>		

別表第2

補助率

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助率
保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	3/4
社会事業授産施設等 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	3/4
地域福祉センター（A型，B型）	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」	社会福祉法人	3/4
介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	社会福祉法人	3/4
障害者支援施設等 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人，医療法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，NPO法人，営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	3/4
障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税	3/4

		を課されないこととされている法人（社会福祉法人，医療法人，日本赤十字社，公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	
居宅介護事業所，短期入所事業所，就労定着支援事業所，自立生活援助事業所，共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第 79 条第 2 項	社会福祉法人等	3 / 4
地域活動支援センター	障害者総合支援法第 79 条第 2 項	社会福祉法人等	3 / 4
福祉ホーム	障害者総合支援法第 79 条第 2 項	社会福祉法人等	3 / 4
身体障害者社会参加支援施設等			
補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設（中分類）	身体障害者福祉法第 28 条第 3 項	社会福祉法人	3 / 4
身体障害者福祉センター（中分類）	身体障害者福祉法第 28 条第 3 項	社会福祉法人	3 / 4
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第 28 条第 3 項	社会福祉法人 公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人	3 / 4 3 / 4
盲人ホーム	昭和 37 年 2 月 27 日社発第 109 号厚生労働省社会局長通知「盲人ホームの運営	社会福祉法人	3 / 4

市町村障害者生活支援センター	について」 平成8年5月10日 社援更第133号厚生 省社会・援護局長通 知「市町村障害者生 活支援事業の実施に ついて」	社会福祉法人	3 / 4
児童福祉施設等 障害児入所施設（中分類）	児童福祉法第35条 第4項	社会福祉法人，日本赤 十字社，公益社団法人 又は公益財団法人	3 / 4
児童発達支援センター（中分 類）	児童福祉法第35条 第4項	社会福祉法人等	3 / 4
児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所 （中分類）	児童福祉法第34条 の3第2項	社会福祉法人等	3 / 4
居宅訪問型児童発達支援事業 所，保育所等訪問支援事業所及 び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条 の3第2項	社会福祉法人等	3 / 4
老人福祉施設等 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条 第2項	社会福祉法人 営利法人，医療法人， 日本赤十字社，公益社 団法人，公益財団法 人，一般社団法人，一 般財団法人，NPO法 人等（法人の種別は問 わない。社会福祉法人 を除く。以下「民間法 人」という。） （ただし，認知症対応	3 / 4 3 / 4

老人短期入所施設	老人福祉法第 15 条 第 2 項	型デイサービスセン ターに限る。) 社会福祉法人 民間法人（ただし、虐 待のほか、要介護者の 急な疾病等に対応す るための緊急ショー トステイに限る。）	3 / 4 3 / 4
養護老人ホーム及び特別養 護老人ホーム	老人福祉法第 15 条 第 4 項	社会福祉法人	3 / 4
軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第 15 条 第 5 項	社会福祉法人	3 / 4
軽費老人ホーム（ケアハウ ス）	老人福祉法第 15 条 第 5 項	社会福祉法人 民間法人	3 / 4 3 / 4
老人福祉センター（A型）	老人福祉法第 15 条 第 5 項	社会福祉法人	2 / 3
認知症高齢者グループホー ム	老人福祉法第 14 条	社会福祉法人 民間法人	3 / 4 3 / 4
介護老人保健施設（併設され る通所リハビリテーション 事業部分を含む）	介護保険法第 94 条 第 1 項（介護保険法 第 41 条第 1 項、及 び同法第 72 条第 1 項）	社会福祉法人 医療法人 その他市長が認めた 者	3 / 4 3 / 4 3 / 4
介護医療院（併設される通所 リハビリテーション事業部 分を含む）	介護保険法第 107 条 第 1 項（介護保険法 第 41 条第 1 項、及 び同法第 72 条第 1 項）	社会福祉法人 医療法人 その他市長が認めた 者	3 / 4 3 / 4 3 / 4

訪問看護ステーション	介護保険法第 70 条 第 1 項	社会福祉法人 医療法人 非営利法人	1 / 3 1 / 3 1 / 3
小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第 14 条	社会福祉法人 民間法人	3 / 4 3 / 4
夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第 14 条	社会福祉法人 民間法人	3 / 4 3 / 4
地域包括支援センター	介護保険法第 115 条 の 46 第 3 項	社会福祉法人 民間法人	3 / 4 3 / 4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第 8 条第 15 項	社会福祉法人 民間法人	3 / 4 3 / 4
看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第 8 条第 23 項	社会福祉法人 民間法人	3 / 4 3 / 4
その他施設	別途厚生労働大臣が 定める基準等	社会福祉法人又は 日本赤十字社	2 / 3 から 3 / 4 まで

別表第 3
算定基準

①区分	②基準額	③対象経費
社会福祉施設等災害復旧費 (本体工事に係る分)	厚生労働大臣に協議し て承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧(施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第 4 条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本

		費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。))
社会福祉施設等災害復旧費 (厚生労働大臣が認める応急仮施設整備に係る分)	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧(応急仮施設整備に限る。)に必要な賃借料、工事費又は工事請負費(第4条に定める費用を除く。)